

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月4日（令和元年（行情）諮問第375号ないし同第377号）

答申日：令和3年9月17日（令和3年度（行情）答申第252号ないし同第254号）

事件名：「発達障害者支援法上の発達障害児の特徴（厚生労働省が作成したもの）」の開示決定に関する件（文書の特定）

「発達障害児の障害の内容，程度（保護者に説明するもの）」の開示決定に関する件（文書の特定）

「発達障害児の特徴（厚生労働省が作成したもの）」の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1ないし請求文書3（以下，併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき，「発達障害の理解のために」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した各決定については，別紙の2に掲げる文書を対象として，改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和元年7月30日付け厚生労働省発障0730第10号ないし12号による各開示決定（以下，順に「処分1」ないし「処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）処分1について

文書の特定に誤りがある。法律上の「発達障害」の文書を特定すべきである。

##### （2）処分2について

文書の特定に誤りがある。厚生労働省には発達障害（者）の定義，判断基準を管理していない。

##### （3）処分3について

文書の特定に誤りがある。発達障害（者）の意味が不明な文書の開示請求をしていない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 処分1について

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成31年4月23日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「発達障害者支援法上の発達障害児の特徴（厚生労働省が作成したもの）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が令和元年7月30日付け厚生労働省発障0730第10号により開示決定を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、同年8月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

##### (3) 理由

ア 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害者支援法上の発達障害児の特徴（厚生労働省が作成したもの）」の開示を求めるものである。

厚生労働省では、開示をした「発達障害の理解のために」は、発達障害児の特徴が記載されているパンフレットであり、厚生労働省において当該文書を特定し開示した原処分を維持することは、妥当であるとする。また、本件審査請求に当たり他に開示対象文書がないか探索したが、他に該当するものは確認されなかった。

##### イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある。法律上の「発達障害」の文書を特定すべきである。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記アのとおりであるため、原処分を維持することは妥当であるとする。

##### ウ 結論

以上のとおり、原処分を維持することは妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

#### 2 処分2について

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成31年4月23日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「発達障害児の障害の内容、程度（保護者に説明するもの）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が令和元年7月30日付け厚生労働省発障0730第11号により開示決定を行ったところ、審査請求人は、これ

を不服とし、同年8月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

(3) 理由

ア 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害児の障害の内容、程度（保護者に説明するもの）」の開示を求めるものである。

厚生労働省では、「発達障害の理解のために」は、発達障害児の障害の内容が記載されているパンフレットであり、これを保護者に対して用いることも想定されることから、厚生労働省において当該文書を、特定し開示した原処分を維持することは、妥当であると考えられる。また、本件審査請求に当たり他に開示対象文書がないか探索したが、他に該当するものは、確認されなかった。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある。厚生労働省には発達障害（者）の定義、判断基準を管理していない。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記アのとおりであるため、原処分を維持することは妥当であると考えられる。

(4) 結論

以上のとおり、原処分を維持することは妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 処分3について

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成31年4月23日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「発達障害児の特徴（厚生労働省が作成したもの）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が令和元年7月30日付け厚生労働省発障0730第12号により開示決定を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、同年8月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

(3) 理由

ア 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害児の特徴（厚生労働省が作成したもの）」の開示を求めるものである。

厚生労働省では、「発達障害の理解のために」は、発達障害児の特徴が記載されているパンフレットであり、厚生労働省において当該文書を特定し開示した原処分を維持することは、妥当であると考ええる。また、本件審査請求に当たり、他に開示請求対象文書がないか探索したが、他に該当するものは確認されなかった。

#### イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある。発達障害（者）の意味が不明な文書の開示請求をしていない。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記アのとおりであるため、原処分を維持することは妥当であると考ええる。

#### (4) 結論

以上のとおり、原処分を維持することは妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |   |           |                                 |
|---|-----------|---------------------------------|
| ① | 令和元年12月4日 | 諮問の受理（令和元年（行情）諮問第375号ないし同第377号） |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受（同上）               |
| ③ | 令和3年8月20日 | 審議（同上）                          |
| ④ | 同年9月14日   | 令和元年（行情）諮問第375号ないし同第377号の併合及び審議 |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する各決定（原処分）を行った。

審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件各開示請求は、請求文書1ないし請求文書3（本件請求文書）の開示を求めるものであり、原処分では、各開示請求書の記載に沿って障害児・発達障害者支援室において文書を探索し、いずれも「発達障害の理解のために」（本件対象文書）が該当するものとして特定し

た。

なお、「発達障害の理解のために」は、平成17年4月に施行した発達障害者支援法の施行に併せて、国民に広く発達障害についての理解と啓発を促すために発行したパンフレットである。「発達障害」を初めて知る人が見ても分かりやすいよう平易な言葉と事例を用いて構成しており、厚生労働省においては、一般の方から発達障害の定義や特性についての問合せがあった場合に、このパンフレットを参考に回答をし、希望によって配布等をしている。

イ 諮問庁は、諮問に際しては上記第3のとおり原処分を妥当としていたが、今般、類似の開示請求事案に対する審査会の判断等も踏まえ、改めて検討を行った。

(ア) 障害児・発達障害者支援室においては、発達障害の「定義」が記録された文書として「代表的な発達障害」（別紙の2に掲げる文書1。発達障害に含まれる自閉症、アスペルガー症候群、学習障害及び注意欠陥多動性障害の特性等について、本件対象文書中の図の一部とほぼ同じ形態で記載されている。）外3文書（別紙の2に掲げる文書2ないし文書4）を保有している。

審査請求人は「法律上の「発達障害」の文書を特定すべきである。」「厚生労働省には発達障害（者）の定義、判断基準を管理していない。」「発達障害（者）の意味が不明な文書の開示請求をしていない。」と主張するところ、これら文書に記載されている発達障害の定義等の内容は、発達障害（児）の「特徴」及び「障害の内容、程度」にも相当し得るものである。また、保護者への説明にこれら文書を用いることも想定し得ることから、当該各文書についても、本件請求文書に該当し、新たに特定すべきものとする。

(イ) 改めて障害児・発達障害者支援室のパソコン内ファイル、書庫に納めているファイルや書籍等を探索したが、本件対象文書及び別紙の2に掲げる文書の外に、本件請求文書に該当すると判断し得る文書の存在は確認されなかった。

ウ 以上のことから、諮問庁としては、本件請求文書の開示請求の対象として、新たに、別紙の2に掲げる文書を特定すべきものとする。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の写し及び諮問庁から提示を受けた別紙の2に掲げる文書の記載を確認すると、上記諮問庁の説明のとおりであると認められる。

また、本件対象文書及び別紙の2に掲げる文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書の保有は確認されなかったとする上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件請求文書

請求文書 1 発達障害者支援室が保有する文書のうち発達障害者支援法上の発達障害児の特徴（厚生労働省が作成したもの）

請求文書 2 発達障害者支援室が保有する文書のうち発達障害児の障害の内容、程度（保護者に説明するもの）

請求文書 3 発達障害者支援室が保有する文書のうち発達障害児の特徴（厚生労働省が作成したもの）

### 2 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書

文書 1 代表的な発達障害

文書 2 平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 16 号，厚生労働省発障 0401008 号「発達障害者支援法の施行について」

文書 3 第 1 回発達障害者支援に係る検討会 資料 6 「発達障害の定義について（ICD-10，DSM-IV）」

文書 4 第 2 回発達障害者支援に係る検討会（平成 17 年 1 月 24 日開催）での「（資料 1）発達障害の定義についての考え方」